

熊本県監査委員公告第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により平成30年(2018年)12月3日から平成31年(2019年)2月14日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年(2019年)8月29日

熊本県監査委員 濱 田 義 之
 同 竹 中 潮
 同 瀧 上 陽 一
 同 前 田 憲 秀

指摘事項

監査対象団体 (所管課)	監 査 の 結 果	措 置 状 況 等
熊本県スポーツ振興事業団・ミズノグループ (体育保健課) ※体育保健課の課題	(利用料金の納付時期について) 前回の監査において、熊本県立総合体育館及び藤崎台県営野球場に係る利用料金の納付時期について協定書等では前納とされているが利用後に納付されているものがあるため注意事項として改善を求めていたが、改善されていない。 また、熊本県民総合運動公園の利用料金の納付時期についても協定書等では前納とされているが利用後に納付されているものがある。 利用料金の納付時期については、必要に応じて、各条例で規定された知事の前納例外承認を行うなど、実態に即したものとなるよう協定書等との整合を図ること。	・利用料金の納付時期における今後の取扱いについて、次の①②のとおりとする旨、令和元年(2019年)5月17日付け教体第244号で、指定管理者に通知を行った。 ①各施設の条例に基づき収受すること。 ②「知事が特別の事情があると認めるとき」とは、過去の利用実績があり、利用料金が確実に納付されている等、使用者が利用料金を納付しないこととなるおそれがないと、指定管理者が認めるときとする。 ・改善状況については、県が実施するモニタリング等により確認する。
公益財団法人熊本県武道振興会 (体育保健課) ※体育保健課の課題	(利用料金の納付時期について) 前回の監査において、利用料金の納付時期について協定書等では前納とされているが利用後に納付されているものがあるため注意事項として改善を求めていたが、改善されていない。 利用料金の納付時期については、必要に応じて、熊本武道館条例で規定された知事の前納例外承認を行うなど、実態に即したものとなるよう協定書等との整合を図ること。	・利用料金の納付時期における今後の取扱いについて、次の①②のとおりとする旨、令和元年(2019年)5月17日付け教体第244号で、指定管理者に通知を行った。 ①各施設の条例に基づき収受すること。 ②「知事が特別の事情があると認めるとき」とは、過去の利用実績があり、利用料金が確実に納付されている等、使用者が利用料金を納付しないこととなるおそれがないと、指定管理者が認めるときとする。 ・改善状況については、県が実施するモニタリング等により確認する。

〈参考〉

「指摘事項」とは、以下のような事柄に該当し、改善が必要とされる課題である。

- (1) 条例、法令、規則、通知、通達違反で事務執行不適正となっているもの
- (2) 未収金解消対策が的確に講じられていないもの
- (3) 予算の執行、財産管理等において、適正を欠くもの
- (4) 故意・重大な過失に起因する不経済や損害を生じさせたもの
- (5) 経済性、有効性、効率性が著しく低いもの
- (6) 事務・事業の執行に是正・改善が必要であると認められるもの
- (7) 前年度監査において注意事項とされていた事項で是正又は改善がされていないもの